

職員退職手当規程

(総則)

第1条 一般財団法人製造科学技術センター（以下「本財団」という。）の就業規則第18条における職員に対する退職手当支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の支給基準)

第2条 本財団の職員が退職したときは、退職手当を支給する。ただし、勤続期間が1年未満の職員及び就業規則第22条第5号に基づき懲戒解雇された職員に対しては、退職手当を支給しない。

2 人事取扱規則第17条に規定する定年退職する職員が同18条の規程により継続的雇用を認められた場合にあっても、退職手当は定年退職時に支給する。

(退職手当の額)

第3条 職員に対する退職手当の額は、退職時におけるその者の本給月額に、その者の勤務期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、本文の規定により計算した退職手当の額が、退職の月における本給月額に100分の5, 500を乗じて得た額を越えるときは、本文の規定にかかわらず、本給月額に100分の5, 500を乗じて得た額を退職手当の額とする。

- | | | |
|-----|----------------|---------------|
| (1) | 1年以上 5年以下の期間 | 1年につき100分の100 |
| (2) | 5年を超え10年以下の期間 | 1年につき100分の140 |
| (3) | 10年を超え20年以下の期間 | 1年につき100分の180 |
| (4) | 20年を超え30年以下の期間 | 1年につき100分の200 |
| (5) | 30年を超える期間 | 1年につき100分の100 |

(勤続期間の計算)

第4条 前2条に規定する勤続期間の計算は、職員としての引続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員として採用された日から起算し、暦に従って計算する。

3 休職期間（育児休業及び介護休業期間を除く）については、当該期間の2分の1を前2項の規定により計算した在職期間から控除する。

4 前3項の規定により計算した勤続期間に1年未満の端数が生じたときは、月割をもって計算し、1月に満たない端数が生じたときは、1月とする。

(退職手当の増額)

第5条 職員が次の各号の一に該当するときは、第3条の規定により算出した退職手当の額に、退職時の本給月額の100分の500以内の割合を乗じて得た額に相当する金額を加算することができる。

- (1)業務上の負傷若しくは疾病により退職し、若しくは解雇されたとき又は在職中死亡したとき。
- (2)勤続期間が10年以上あって定年により退職したとき。
- (3)業務の都合により解雇されたとき。

(4) 在職中特に功労があった者が退職したとき。

(5) その他特別の事由によって増額が適当と認められたとき。

(退職手当の減額)

第6条 退職手当の支給を受けるべき者が自己の都合により退職するとき（疾病、出産及び結婚による場合を除く。）、又は勤務成績が著しく不良のため解雇されたとき、第3条の規定により算出した額から当該金額に100分の50以内の割合を乗じて得た額に相当する金額を減額することができる。

(退職手当の支給対象)

第7条 退職手当は、退職した当該職員（その者が死亡により退職したときは、その者の遺族）に対して支給する。

2 前項の遺族の範囲及び順位については、次によるものとする。

(1) 当該職員が遺言又はあらかじめ書面をもって本財団に対し退職手当の受給者を指定したときは、その指定された者に対して退職手当を支給する。

(2) 前号以外の場合は、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定に準じて退職手当を支給する。

(遺族の受給資格証明)

第8条 遺族が退職手当の支給を受けるときは、住民登録謄本等遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

(退職手当の支給)

第9条 退職手当は、所得税その他の法令等により控除すべき額を控除し、その残額を、特別の事由のある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

(端数の処理)

第10条 退職手当の計算の結果100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。

附 則

この規程は、制定の日から適用する。